改訂後

(平成11年9月14日11廃一第173号、11建第50号)

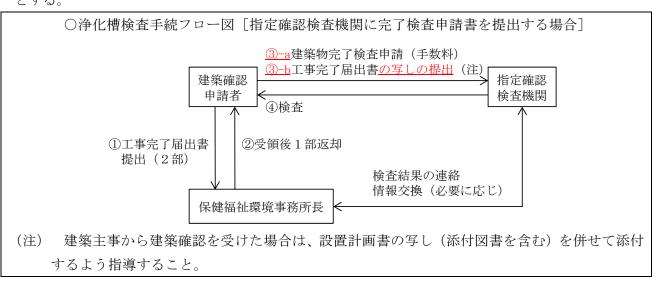
指定確認検査機関の指定に伴う浄化槽設置手続等の事務取扱要領

第1条~第3条 (略)

(浄化槽工事の完了届及び検査)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請を指定確認検査機関に行う場合は、<u>指定確認検査機関が完了検査を終えるまでの間に、指定確認検査機関に工事完了届出書の写しを提出する</u>ものとする。ただし、建築確認を建築主事から受けている場合については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 型式認定浄化槽を設置する場合は、浄化槽構造図及び県要領別表1の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう努めるものとする。
- (2) 型式認定浄化槽以外の浄化槽を設置する場合は、県施行細則第2条各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 (略)
- 5 保健福祉環境事務所長は、型式認定浄化槽以外の浄化槽<mark>を設置する</mark>場合については、当該浄化槽に係る維持管理の 確保を行うため、前項に規定する検査の実施に際し、浄化槽法第53条第2項の規定により立入検査を実施するもの とする。



第5条~第6条 (略)

改訂前

(平成11年9月14日11廃一第173号、11建第50号)

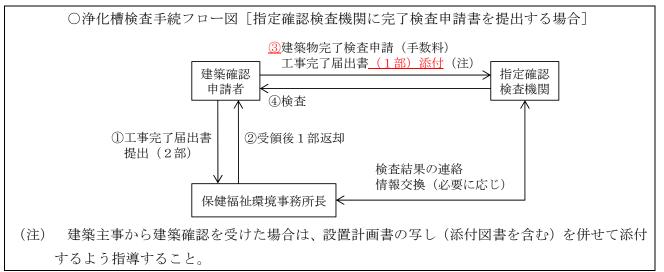
指定確認検査機関の指定に伴う浄化槽設置手続等の事務取扱要領

第1条~第3条 (略)

(浄化槽工事の完了届及び検査)

第4条 (略)

- 2 (略)
- **3** 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請を指定確認検査機関に行う場合は、<u>当該</u> <u>検査に係る申請書に工事完了届出書を添付する</u>ものとする。ただし、建築確認を建築主事から受けている場合につい ては、次に定めるところによるものとする。
- (1) 型式認定浄化槽<mark>設置の</mark>場合は、浄化槽構造図及び県要領別表 1 の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう努めるものとする。
- (2) 型式認定浄化槽以外の浄化槽設置の場合は、県施行細則第2条各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 (略)
- **5** 保健福祉環境事務所長は、型式認定浄化槽以外の浄化槽<u>設置の</u>場合については、当該浄化槽に係る維持管理の確保を行うため、前項に規定する検査の実施に際し、浄化槽法第53条第2項の規定により立入検査を実施するものとする。



第5条~第6条 (略)

附 則 (略)

附 則(平成12年3月31日11廃一第411号、11建第105号) (略)

附 則(平成18年2月1日17廃第2459号、17建第2791号) (略)

附 則(平成20年3月31日19廃第2582号、19建第3510号) (略)

附 則(平成28年4月6日27廃第2200号、27建第3479号) この要領は、平成28年4月6日から施行する。

附 則 (略)

附 則(平成12年3月31日11廃一第411号、11建第105号) (略)

附 則(平成18年2月1日17廃第2459号、17建第2791号) (略)

附 則(平成20年3月31日19廃第2582号、19建第3510号) (略)